

労使関係で困ったときは？

労働委員会

労働者と使用者の労働トラブルの解決をサポート



労働委員会のあらまし

労働委員会は、労働者と使用者との間（労使間）で生じる労働に関する紛争を解決するために、労働組合法に基づいて設置された行政機関です。

労使間の紛争は、両者が話し合い、自主的に解決することが望ましいのですが、当事者のみの話し合いでは意見が折り合わず、解決が難しいことがあります。このような場合に、労働委員会が、中立・公正な第三者として当事者を仲立ちし、サポートを行います。

労働委員会が対象とする紛争には、労働組合等の団体と使用者の間の労働関係に関わるもの（不当労働行為、集团的労使紛争（労働争議））のほか、労働者個人と使用者の間の労働関係に関わるもの（個別労使紛争）があります。



宮城県労働委員会

労働者個人と使用者の間のトラブルを話し合いで解決したいとき

個別労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で起こるさまざまな労働トラブル（個別労使紛争）について、当事者間での解決が困難なときに、当事者からの申請により、労働委員会が話し合いによる解決をお手伝いします。

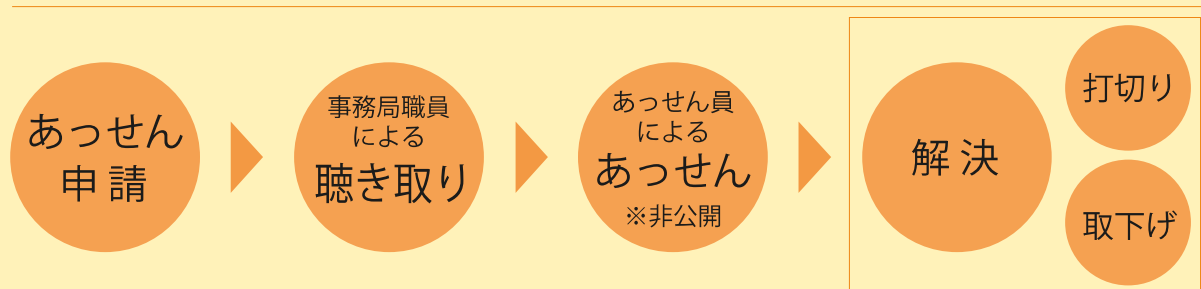
（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第1条、第20条）

個別労使紛争の例

- ・店長から突然「解雇する」と言われたが、納得できる理由の説明がない。
- ・会社の先輩からパワハラを受けたため、上司に相談したが、対策を講じてもらえない。
- ・会社の経営者が、必要があって従業員に配置転換を命じたが、正当な理由なく拒否された。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者で構成される「あっせん員」が、当事者双方から丁寧に話を伺い、労働者、使用者のどちらも納得できる解決を目指します（無料）。手続きも簡単なため、弁護士などの専門家に頼まなくとも利用しやすいことが特長です（弁護士などを代理人とすることを禁じるものではありません）。

● あっせんの流れ



☑ 両当事者の主張が折り合わないときなどは、あっせんが打ち切られることがあります。

☑ 当事者同士の話し合いで問題が解決したなど、あっせんの必要がなくなったときは、申請者はいつでもあっせんを取り下げることができます。

労働組合などの団体と使用者の労使交渉がうまくいかないとき

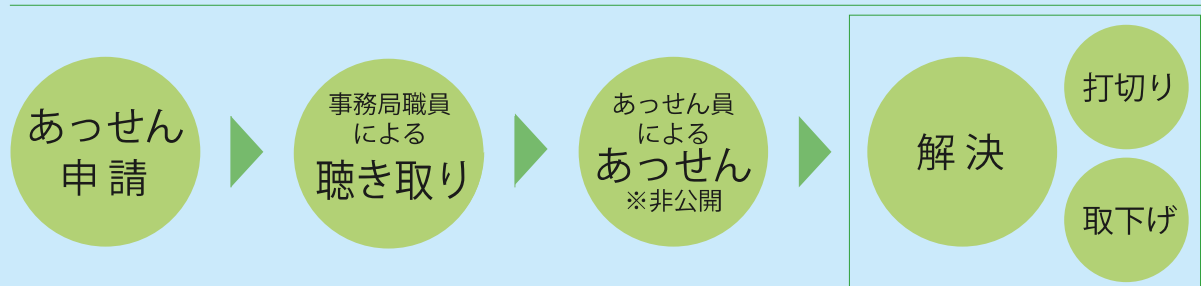
集团的労使紛争の調整

労働組合や複数の労働者で結成した争議集団と使用者との間で、労働条件や組合活動などに関する問題が生じ、労使交渉による自主解決が難しいときは、当事者からの申請により、労働委員会が問題の解決をお手伝いします。（労働関係調整法 第1条、第12条、第18条、第30条）

調整方法には、「あっせん」「調停」「仲裁」があり、後者ほど当事者への拘束力が強くなります。

このうち、もっとも多く利用されている「あっせん」は、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者で構成される「あっせん員」が、当事者双方から丁寧に話を伺い、双方の歩み寄りを促しながら、必要に応じてあっせん案を示し、話し合いによる解決をお手伝いします。

● あっせんの流れ



☑ 両当事者の主張が折り合わないときなどは、あっせんが打ち切られることがあります。

☑ 当事者同士の話し合いで問題が解決したなど、あっせんの必要がなくなったときは、申請者はいつでもあっせんを取り下げることができます。

労働組合の活動や権利を保護するために

不当労働行為の審査

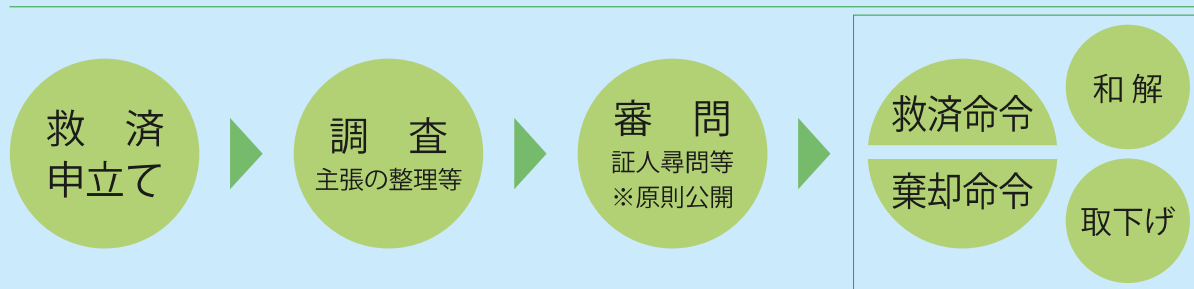
憲法が保障する「労働三権」を具体的に担保するため、労働組合法第7条では、労働組合の活動や権利を使用者が侵害する次のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

- ・労働組合の結成・加入を理由に、解雇などの不利益な取扱いをすること
- ・労働組合に加入しないこと・脱退することを雇用の条件にすること
- ・労働組合からの団体交渉の申入れに、正当な理由なく応じず、または不誠実な交渉をすること
- ・労働組合から脱退するよう圧力をかけるなど、労働組合の運営に干渉すること
- ・労働委員会への申立て等を理由に、解雇などの不利益な取扱いをすること

使用者による不当労働行為があったと思われるとき、原則としてその行為のあったときから1年以内であれば、労働組合または労働者は、労働委員会に救済を申し立てることができます（労働組合法第27条）。

労働委員会は、救済申立てを受けると、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうか審査し、不当労働行為に該当すると判断したときは、申立ての全部または一部を認容する「救済命令」を発します。また、不当労働行為でないと判断したときは、労働組合や労働者の主張を認めない「棄却命令」を発します。

● 審査の流れ



- ☑ 宮城県労働委員会では、不当労働行為の審査の迅速化を図るため、救済申立てから命令までの期間を1年6か月とすることを目標としています。
- ☑ 命令よりも和解による解決が適していると判断した場合は、両当事者に和解を勧めることがあります。
- ☑ 申立て後、命令が出されるまでの間に、当事者同士の自主的な話し合いで解決した場合など、救済を求める必要がなくなったときは、申立人は、申立内容の全部または一部を取り下げることができます。
- ☑ 命令に不服がある場合は、中央労働委員会に再審査の申立てができるほか、裁判所に命令の取消しを求める訴訟を提起することができます。

労働組合法に適合する組合であることの証明を受けたいとき

労働組合の資格審査

労働組合は、労働者が自主的に組織し、運営するものであり、活動に当たり申請や届出などは必要ありませんが、次のような場合は、その労働組合が「労働組合法で定められた要件」を備えているかどうかについて、労働委員会の審査を受けなければなりません。

- ・不当労働行為の救済申立てをする場合
- ・労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ・法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- ・労働協約を一定地域の労働者に拡張適用することの申立てをする場合
- ・職業安定法で定められている無料の労働者供給事業の許可申請をする場合

労働委員会の構成

労働委員会は、学識経験をもつ「公益委員」、労働組合の推薦を受けた「労働者委員」、使用者団体の推薦を受けた「使用者委員」の三者で構成されます。

宮城県では、各5名、計15名の委員が任命されています。



労働者委員
(労働組合役員など)



公益委員
(弁護士・大学教授など)



使用者委員
(会社経営者など)

どこに相談したら良いかわからないとき

宮城県労働相談窓口

宮城県では、労働に関するさまざまなトラブルの相談に対応する「労働相談窓口」を、労働委員会事務局に設置しています。労働法に関する基本的な制度の説明のほか、相談内容により、適切な他の機関等をご案内します。電話による相談のほか、面談でも相談できます。

☎ **022-214-1450** (専用ダイヤル)

受付時間 8:30~17:00 (土日祝、12/29 ~ 1/3を除く)

労働相談窓口HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/rodosodan.html>

お気軽にお問合せください

費用は無料です

相談の秘密は厳守します

中立・公正な立場です

宮城県労働委員会事務局審査調整課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (宮城県庁行政庁舎17階)

不当労働行為の審査・労働組合の資格審査

審査班 022-211-3786

集团的労使紛争の調整・個別労使紛争のあっせん

調整班 022-211-3787

FAX共通 022-211-3799

✉ tsinsa@pref.miyagi.lg.jp

HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tiroui/>

